

保護者の皆様へ

柴崎保育園・民営化だより

平成28年2月29日 第1号

寒気も少しずつ緩みはじめましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、柴崎保育園では平成32年4月に民営化を予定しており、これまでも説明会を開催していますが、2月27日に第4回の柴崎保育園民営化保護者説明会を開催させていただきました。

説明会ではなぜ市立保育園を民営化するのかということから、本年4月の民営化に向けて準備を進めている江の島保育園の状況、平成30年4月に民営化を予定している栄保育園の事業者選考の方法などについてご説明しました。

当日の主な説明内容と質疑応答につきましては以下のとおりですので、お渡しした資料（パワーポイントで作成した資料）と合わせてお読みいただければと思います。

また、市立保育園の民営化に際してよくある質問と回答を掲載した「市立保育園民営化Q&A集」も添付しましたので、こちらもお時間があるときにご覧ください。

なお、保育園の民営化について、知りたいこと、分からないことなどがある場合には、4Pの問い合わせ先にお電話やメールをいただければと思います。

【説明会での主な説明内容】

（１）市立保育園の民営化について

① 保育を取り巻く状況と立川市の保育実施状況（資料1・2P参照）

核家族化や女性の社会進出などにより保育需要が高まった結果、全国的に待機児童が増えており、立川市でも平成27年度には179人に急増しました。また、立川市における過去7～8年の推移を見ると、乳幼児人口は減少傾向ですが、保育園の申込者数は増え続け、保育需要率（申込者数/乳幼児人口）は非常に高まっています。

また、立川市では、現在、市立と私立を合わせ30の認可保育園があり、合わせて3,367人の児童が在園しているほか、認証保育所や小規模保育事業所、家庭的保育者の施設も17あり、0～2歳児を中心に237人の児童が在園しています（在園児数はいずれも27年4月1日現在）。

② 保育園の運営経費と負担割合の推移（資料2・3P参照）

保育園の運営経費については、保護者の皆様から徴収している利用者負担額（保育料）のほかに、国と都からの負担金、及び市による負担金で賄われています。

国・都・市の負担割合の推移をみると、昭和59年度までは国が8割を負担していましたが、平成16年度以降は私立のみの負担になり、国が1/2、都が1/4、市が1/4の負担になりました。このように、16年度以降、市立保育園に対する国や都の負担金がほぼなくなったことが民営化を進める大きな要因になっています。

③ 立川市の財政状況と行財政改革（資料3・4P参照）

立川市が民営化を進めるに至った理由については、国や都の負担金がほとんどなくなったことに加え、立川市の財政事情があり、民営化の検討を始めた平成19年度以前は、市税収入が非常に厳しい

状況にありました。

現在は景気が若干回復し、市税収入も少し増えていますが、保育園の運営経費を含む社会保障関係経費が以前と比べると大幅に増加しており、わずかな市税収入の増加では補えない状況となっています。このため、立川市では様々な手法により行財政改革を進めており、市立保育園の民営化も、その中の「民間活力を活用する」という取組の一つとして進めているものです。

④ 民営化の実施理由・効果、経過と予定、対象園選定理由（資料 5・6P 参照）

民営化する理由としては、前述の国や都の財政支援の廃止や市の厳しい財政事情のほか、待機児童の解消や多様化する保育ニーズへの対応ということがあります。民営化した効果としては、これまで 2 園（西砂保育園、見影橋保育園）を民営化し、1 園 1 年あたり約 1 億円の効果額が出ており、この財源を活用して私立保育園の新設や増改築を行って定員枠を拡大しているほか、延長保育や産休明け保育、育休明け入園予約制度などに補助金を出して保育サービスの充実を図っています。

民営化については、平成 20 年 3 月に市立保育園 11 園のうち 5 園を民営化することを決め、1 園目として 23 年 4 月に西砂保育園を民営化し、その後西砂保育園の検証を行った上で 26 年 4 月に見影橋保育園を民営化しました。今後は 28 年 4 月に江の島保育園、30 年 4 月に栄保育園、32 年 4 月に柴崎保育園を民営化する予定です。なお、民営化の対象園については、地域的なバランスや園舎の老朽度など様々な観点から評価をし、決定しています。

⑤ 民営化による変更点と影響や不安への対応（資料 6・7P 参照）

民営化した場合の大きな変更点としては、運営主体が市から事業者（社会福祉法人）に変わること、それによって保育する者も市の職員から事業者の職員に変わるという点です。職員の配置人数については市の基準に基づきますので大きく変わることはありませんし、利用者負担額（保育料）や入園・継続の申請についても、市立保育園の場合と変わりません。

また、保育者が変わるということは子どもたちにも影響がありますし、保護者の不安もありますので、「立川市立保育園民営化ガイドライン」に基づいて、引継ぎ保育や合同保育を実施するとともに、三者懇談会の開催や民営化だよりの発行などを行っていきます。

（２） 江の島保育園の民営化移行の状況について

① 民営化のスケジュールと三者懇談会の内容（資料 7・8P 参照）

民営化のスケジュールについて江の島保育園を例に説明すると、民営化 2 年前の平成 26 年 4 月に事業者選考委員会を設置して、その後事業者の公募、選考を行いました。そして、事業者決定後の 27 年 2 月から保護者・事業者・市による三者懇談会を定期的に開催して意見交換を行っているほか、27 年 10 月からは引継ぎ保育を実施しており、今後 28 年 4 月に民営化して、6 月まで合同保育を行う予定です。

三者懇談会については、1 回目に事業者（社会福祉法人）の紹介をしたあと、2 回目のクラス懇談会の中で事業者の保育内容等を説明し、その後は引継ぎ保育が始まる前の 27 年 9 月から 2 か月に 1 回の割合で開催し、子どもたちのようすなどについて懇談を重ねてきています。

② 引継ぎ保育の実施状況と合同保育の実施予定（資料 8・9P 参照）

引継ぎ保育については、事業者の保育士と子どもたちが信頼関係を築いていただくというのが一番の目的です。江の島保育園の場合には、園長と主任保育士、各クラスの担任保育士の予定者計 7 名が入っていますが、当初は 2 日間ずつ全クラスを回って顔を覚えてもらい、その後は担当のクラスに入って保育を行っています。週 4 日保育園で引継ぎ保育を行い、残り 1 日は民営化後の準備の時間にあてています。なお、1 月からは早番、遅番にも入り、保護者と顔を合わせる機会を増やしています。

引継ぎ保育における子どもたちのようすについては、最初は戸惑う子どもが多かったのですが、それもほんの少しの期間で落ち着いて、11 月にはほとんどの子が従前と変わりなく過ごすようになりました。

家庭でも最初は落ち着かず興奮したようすも見られたようですが、1 か月もしたら今までと変わらずに過ごしているという報告がほとんどでした。

また、合同保育では、事業者の保育士と子どもたちがしっかりと絆を結ぶには、あまり市の保育士が多く残らない方がよいとこのことがこれまでの検証で分かりましたので、原則としては3名体制（園長と乳児・幼児担当保育士各1名）でサポートすることを考えています。なお、期間は原則3か月ですが、問題等があれば最長1年まで延長することは可能です。

③ 園舎の改築・改修、延長保育の時間拡大（資料 10P 参照）

通常民営化後は3年以内に改築または改修を行っていただくことになっていますが、江の島保育園の場合は昭和39年に建てた園舎で老朽化が進んでいるほか、新しい認可基準に合わないところもあるため、民営化前の平成28年3月末に現在大規模改修を行っている中砂保育園が使用している仮設園舎に移転し、改築を進めることになっています。ただし、これは特例で通常は子どもたちへの負担等を考慮して、民営化と移転は同時に行わないようにしていきたいと考えています。

また、民営化では事業提案の際に延長保育について1時間以上に拡大する提案をいただくことになっており、江の島保育園では従来の30分（18:30～19:00）を1時間（18:30～19:30）に拡大することになっています。栄保育園でも事業提案を受けて1時間以上の延長保育を実施する予定です。

（3） 栄保育園の事業者選考について

① 選考スケジュールと選考方法、選考基準（資料 11・12P 参照）

事業者選考のスケジュールについては、今後事業者選考委員会の保護者委員の募集を行ったあと、平成28年4月に1回目の選考委員会を開いて、公募要領や選考基準の検討を行います。その後事業者を公募し、8月から審査を行って11月には選考結果をとりまとめ、市長に報告して決定します。

選考方法については、第三者で構成する事業者選考委員会を設置しまして、まず第1次審査として書類審査を行い、事業計画の内容や事業者の財務状況などを評価し、3者程度に絞ります。その後第2次審査として公開プレゼンテーションや選考委員によるヒアリング、法人が運営する保育園の見学を行い、総合的に評価して決定します。

審査基準については、これまで民営化した3園の基準を基に、選考委員会で協議して決定していただきますが、第1次審査では職員の配置について保育士の経験年数等によって加点する仕組みを設けているほか、組織の運営方針、保育内容、施設整備の計画等も審査していきます。第2次審査では園長予定者も出席しますので、意欲等も感じ取れますし、実際にどういう保育をしてきたのかというようなことも聞くことができます。また、現地審査では実際の保育を見ていただき、子どもたちのようすや保護者との関係、衛生管理なども確認していただくことにしています。

② 事業者選考委員会の設置と保護者委員の公募（資料 12・13P 参照）

事業者選考委員会については、学識経験者3名のほか、栄保育園に通う児童の保護者3名にも加わっていただき、計6名で構成して審査を進めていただきます。

保護者委員については、2月中旬に公募のお知らせをお送りしますので、ぜひご応募ください。選考委員会においては、財務状況の審査の際には会計士の委員が財務諸表等を分析し、解説をしていただけますし、保育の視点については園長経験者の委員等から説明をいただけますので、不安にならずに応募していただければと思います。

応募期間は2週間くらい設けて、400字程度で応募理由を書いていただき、お子さんの年齢等のバランスも考慮して3名の委員を決定させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

【主な質問と回答】

Q 1. 民営化によって生まれる財源を新たなサービスや施設整備に充てていくということですが、運営する事業者の収入は利用料（保育料）と補助金になり、従前と変わらないと思います。その場合に、事業者はどのようにして（どういった財源を活用して）サービスの充実や施設整備を進めていくのですか。

A 1. 市立保育園の運営費については全体の 10%程度を利用料で賄い、残りはほぼ全額を市が負担することになりますが、私立保育園の場合は、国や都からかなりの額の補助金が入ることになります。したがって、民営化で私立保育園に移行することにより、市の負担額が非常に少なくなることから、結果的にそれによって生じた財源（民営化 1 園につき 1 年で約 1 億円）を活用して、市が補助金等を出して、保育サービスの充実を図ったり、施設整備を進めたりすることができるということになります。

Q 2. 民営化後に柴崎保育園を改築することになるとと思いますが、その場合の仮設園舎の設置場所は決まっているのですか。

A 2. 現在検討を進めているところですが、柴崎保育園の周辺には仮設園舎を建てられるような市有地（空き地）がありませんのが現状です。近くに適当な場所が見つければそこに設置することになりますが、柴崎保育園については南側の園庭に加え、北側にも比較的広い駐車場があるため、敷地内でも仮設園舎の設置が可能と思われることから、両面での検討を進めています。

Q 3. 過去の運営事業者の募集においては、どのくらいの事業者から応募があったのですか。十分な実績を持つ事業者（社会福祉法人）が確実に応募してくれるのか心配です。

A 3. 一番はじめに民営化した西砂保育園のときには 5 事業者から応募があり、次の見影橋保育園のときには 3 事業者でした。そして、前回の江の島保育園については 2 事業者の応募になってしまいましたが、このときには選考の結果、運営を任せられるような事業者がなければ、民営化の延期も考えるという前提で選考行いました。これまでも対象となる事業者には募集の案内をお送りしていますが、今後は案内を送付する時期を早めたり、送付する範囲を広げたりするなど周知方法を工夫して、多くの事業者に応募してもらえよう努力していきたいと考えています。

Q 4. 事業者選考においては、配置する保育士の経験年数について一定の基準を設けるとのことですが、これまでの事業者選考においては、どの程度の経験年数を設定したのか教えてください。

A 4. 最初に民営化した西砂保育園の場合は平均経験年数を 10 年以上としましたが、この条件では職員の質よりも経験年数で取らなければいけないような状況もありましたので、次の見影橋保育園のときには、平均経験年数の設定を 8 年以上にしました。さらに民営化 3 園目の江の島保育園ときには、より幅広く事業者を募集するため、平均経験年数が 4 年未満の場合は応募できないという最低条件を設けた上で、提案された職員配置における平均経験年数やバランスを評価して、選考の際に加点する仕組みを設けました。なお、この仕組みによって選定された江の島保育園の事業者の保育士（引継ぎ保育に入っている保育士）については、平均経験年数が 10 年以上となっています。

Q 5. 事業者選考委員会の保護者委員の任期はどのくらいの期間になるのですか。また、保護者委員はどのような基準で選ばれるのですか。

A 5. 運営事業者の選考は民営化の 2 年前の 4 月から始まりますので、選考委員会の委員の任期は 4 月から事業者が決定する 11 月までの約 8 か月となります。保護者委員の選考にあたっては、募集通知を配布し、応募理由等を書いてご応募いただいて、それを基に選考をさせていただくことになります。

Q 6. 保育園においては「第三者評価」を実施している園と実施していない園がありますが、民営化する保育園についてはどのようにしていくのですか。

A 6. 民営化の際には、募集要項の中で第三者評価を実施することを義務づけているため、柴崎保育園を運営することになる事業者についても、実施していただくことになります。なお、柴崎保育園が民営化するまでの間は、利用者アンケート等を実施していきたいと考えています。

民営化に関する問い合わせ

立川市子ども家庭部保育課

電話番号 523-2111 内線 1320 FAX 番号 528-4356

電子メール hoiku@city.tachikawa.lg.jp

民営化相談専用メール enkatsuiko_hoikusodan@city.tachikawa.lg.jp